

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年8月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
------------------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
---------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400087号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400028号

第1 結論

請求者のA事業所における共済組合員としての取得年月日を昭和55年2月1日、喪失年月日を昭和62年4月1日に訂正し、標準報酬月額については、昭和55年2月から昭和61年3月までを15万4,709円、昭和61年4月から同年9月までを14万2,000円及び同年10月から昭和62年3月までを16万円とすることが必要である。

昭和55年2月1日から昭和62年4月1日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年2月1日から昭和62年4月1日まで

A事業所に勤務していたが、請求期間に係る年金記録がない。経歴証明書等を提出するので、請求期間を年金の加入期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る独立行政法人B機構が原本証明した経歴証明書を提出しているところ、当該経歴証明書には、「55 2 1 準職員を命ずる」及び「62 3 31 願いにより職員を免ずる」と記載されていることに加えて、C共済組合の担当者の陳述及び日本年金機構の回答から、請求者は、昭和55年2月1日から昭和62年3月31日までの期間において、A事業所に職員として勤務し、D共済組合員であったことが認められる。

一方、D共済組合員であった期間は、平成9年4月1日以降、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第5条の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、請求者の同共済組合員としての資格取得年月日に係る記録を昭和55年2月1日、資格喪失年月日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、昭和61年3月以前の標準報酬月額は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第9条の規定により計算することとされており、経歴証明書、C共済組合の担当者の陳述及び日本年金機構の回答から、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、昭和55年2月から昭和61年3月までを15万4,709円、昭和61年4月から同年9月までを14万2,000円及び同年10月から昭和62年3月までを16万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400104号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400029号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を令和2年12月11日は20万5,000円、令和3年12月17日は24万6,000円に訂正することが必要である。

令和2年12月11日及び令和3年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年12月11日及び令和3年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和2年12月11日
② 令和3年12月17日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が提出した令和2年1回分賞与一覧表及び令和3年1回分賞与一覧表によると、請求者は、同社から請求期間①は20万5,000円、請求期間②は24万6,000円の賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300251 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400027 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の請求に係る厚生年金保険原簿の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 11 年 12 月 31 日から平成 12 年 1 月 1 日まで
② 平成 14 年 * 月 * 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 4 月 1 日から平成 14 年 9 月 1 日まで

請求期間①について、A 社 B 支店に昭和 58 年 10 月 3 日から平成 11 年 12 月末の証券取引所の大納会（最終営業日）まで勤務し、その日に辞めたことは確かであり、翌年 1 月に振り込まれた給与から 12 月分の厚生年金保険料が控除されていたと考えられるので、同社同支店に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 12 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

請求期間②について、C 社に平成 13 年 5 月 8 日から平成 14 年 * 月 * 日（60 歳の誕生日）まで勤務しており、それ以降は勤務していないが、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年 9 月 1 日とされているので、同資格の喪失年月日を同年 * 月 * 日に訂正してほしい。

請求期間③について、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者期間があること、年金の受給資格が違っていることなどから、年金額が少なくなっているため、正しい年金額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A 社 B 支店に平成 11 年 12 月末の証券取引所の大納会（最終営業日）まで勤務し、その日に辞めたことは確かである旨主張しているところ、A 社は、平成 11 年 12 月の大納会及び最終営業日は 30 日であり、平成 11 年当時、請求者の職種（証券貯蓄係）については、退職月に関わらず月末最終営業日を退職日としており、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料（平成 11 年 12 月分）を給与から控除していない旨回答している。

また、A 社が提出した請求者に係る退職証明書による退職年月日（1999（平成 11）年 12 月 30 日）及び請求者の同社 B 支店における雇用保険被保険者記録による離職年月日（平成 11 年 12 月 30 日）は、厚生年金保険原簿（厚生年金保険原簿、国民年金原簿、厚生年金保険の適用事業所に係る年金記録等は、社会保険オンラインシステムにより管理されている。以下「オン

ライン記録」という。)による請求者の同社同支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成11年12月31日)と符合していることが確認できる。

さらに、企業年金連合会が回答した請求者の厚生年金基金に係る加入員資格喪失年月日(平成11年12月31日)及びD健康保険組合が回答した請求者の加入履歴による喪失年月日(平成11年12月31日)は、オンライン記録による請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成11年12月31日)といずれも一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における請求内容について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者のC社における雇用保険被保険者記録による離職年月日(平成14年8月31日)は、オンライン記録による請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成14年9月1日)と符合していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役は、請求者の最終出勤日及び退職時期は不明であり、同社を清算した際の会社関係書類は、親会社であったE社で保管していると思われる旨回答していることから、E社に請求者のC社における勤務状況等に係る関係書類について照会したものの、E社は、請求者のC社における勤務状況等に係る関係書類等は保管期限を経過したため廃棄した旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②における請求内容について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

- 3 請求期間③について、オンライン記録によると、請求者は、60歳に達した平成14年*月*日に特別支給の老齢厚生年金に係る受給権が発生しているところ、請求者は、i)旧姓の記録(F社に係る厚生年金保険被保険者記録)が基礎年金番号に統合されていないこと、ii)カラ期間がないこと、iii)年金の受給資格が違うこと、iv)A社B支店における昭和59年度から平成10年度までの15年間の年金記録がないこと、v)G社における昭和55年度及び昭和56年度の年金記録がないこと、vi)請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が相違していること、vii)特定事業所であるA社では健康保険料を10年以上納付したら特例退職者になることが考慮されていないことを原因として年金額が少ない旨主張し、年金額に係る記録を訂正するように求めている。

しかしながら、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)(以下「昭和60年改正法」という。)による改正後(請求者が60歳及び65歳に達した当時。以下、同じ。)の附則第63条及び附則第31条によると、昭和60年改正法による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」という。)の年金たる保険給付の特例及び昭和60年改正法による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)の年金たる給付の特例が適用されるのは、大正15年4月1日以前に生まれた者又は施行日(昭和61年4月1日)の前日において旧厚生年金保険法による老齢年金、旧船員保険法による老齢年金若しくは共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。)若しくは減額退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。)の受給権を有していた者である旨規定されていることから、昭和17年*月*日生まれの請求者については、旧厚生年金保険法及び旧国民年金法の当該特例は適用されない。

また、昭和 60 年改正法による改正後の厚生年金保険法第 42 条によると、老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、65 歳以上であること及び保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上であること（老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること）のいずれにも該当するに至ったときに、その者に支給する旨規定されている。

さらに、昭和 60 年改正法による改正後の厚生年金保険法附則第 8 条によると、当分の間、65 歳未満の者が、60 歳以上であること、1 年以上の被保険者期間を有すること及び保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上であること（老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること）のいずれにも該当するに至ったときに、その者に支給（特別支給の老齢厚生年金）する旨規定されている。

加えて、昭和 60 年改正法による改正後の国民年金法第 26 条によると、老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上有する者が 65 歳に達したときに、その者に支給する旨規定されている。

また、オンライン記録によると、請求者が 60 歳に達した日において、請求者が 20 歳に達した日の属する月以降の保険料納付済期間（厚生年金保険被保険者期間と国民年金保険料納付済期間）が 25 年以上であることから、請求者は、60 歳からの前述の厚生年金保険法附則第 8 条に規定する特別支給の老齢厚生年金の受給資格要件を満たし、65 歳からの前述の厚生年金保険法第 42 条に規定する老齢厚生年金及び国民年金法第 26 条に規定する老齢基礎年金の受給資格要件を満たしていることが確認できる。

したがって、オンライン記録どおり、昭和 17 年*月*日生まれの請求者が 60 歳に達したことにより、特別支給の老齢厚生年金に係る受給権が発生し、請求者が 65 歳に達したことにより、老齢厚生年金及び老齢基礎年金に係る受給権が発生していることに誤りはない。

また、日本年金機構が回答した請求者に係る年金額の計算式（以下「機構が回答した計算式」という。）によると、請求者の特別支給の老齢厚生年金のうち定額部分に係る年金額について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険被保険者期間の月数（受給権発生時は*か月、60 歳到達以降に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことによる退職改定時は 300 か月）とオンライン記録により確認できる請求者の当該被保険者期間の月数は一致しており、年金額の計算に含まれていることから、当該年金額に誤りはない。

さらに、機構が回答した計算式によると、請求者の特別支給の老齢厚生年金のうち報酬比例部分に係る年金額について、前述の年金額の計算の基礎となる厚生年金保険被保険者期間の月数（受給権発生時は*か月、60 歳到達以降に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことによる退職改定時は 300 か月）及び当該期間に係る各月の標準報酬月額より算出された平均標準報酬月額を基に計算された額から厚生年金基金加入員期間に係る代行部分を除いた額（A 社 B 支店が加入していた H 厚生年金基金は既に解散しているものの、代行返上は行われていない。）で計算されていることに誤りはない。

加えて、機構が回答した計算式によると、請求者が 65 歳に達したことにより受給権が発生した老齢厚生年金においても、前述の特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分に係る年金額と同様に、厚生年金保険被保険者期間の月数（300 か月）及び当該期間に係る各月の標準報酬月額より算出された平均標準報酬月額を基に計算された額から厚生年金基金加入員期間に係る代行部分を除いた額で計算され、請求者の 20 歳前（15 か月）及び 60 歳以降（*か月）の厚生年金保険被保険者期間については、差額（経過的加算）として計算され老齢厚生年金の年金額に含まれており、請求者が 65 歳に達したことにより受給権が発生した老齢基礎年金においては、請求者が 20 歳に達した日の属する月から 60 歳に達した日の属する月の前月までにおける厚生年金保険被保険者期間（284 か月）と国民年金保険料納付済期間（40 か月）を合算した月数（324 か月）により計算されていることに誤りはない。

なお、企業年金連合会は、請求者に対して行っている年金給付について、基金解散（平成 17

年3月)に伴う移換のため、代行部分のみ支給している旨回答している。

また、i)について、請求者は、旧姓の記録(F社に係る厚生年金保険被保険者記録)が基礎年金番号に統合されていない旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者のF社に係る厚生年金保険被保険者記録(昭和36年*月*日資格取得、昭和36年10月30日資格喪失)は基礎年金番号(*)の年金記録に含まれている上、請求者が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険の記号番号(*)が基礎年金番号とされており、当該被保険者期間は、前述の年金額(特別支給の老齢厚生年金、65歳からの老齢厚生年金)の計算に含まれていることから、当該年金額に反映されている。

なお、請求者は、旧姓の記録(F社に係る厚生年金保険被保険者記録)が国民年金第2号被保険者としての記録がない旨主張しており、老齢基礎年金の年金額に反映されていない旨主張しているものと解されるところ、老齢基礎年金の年金額の計算の基礎とされるのは、20歳に達した日の属する月から60歳に達した日の属する月の前月までにおける保険料納付済期間及び保険料免除期間であることから、請求者のF社に係る厚生年金保険被保険者期間(昭和36年4月1日資格取得、昭和36年10月30日資格喪失)は、請求者が20歳に達した日の属する月より前の期間となることから、老齢基礎年金の年金額には反映されない。

さらに、ii)について、請求者は、カラ期間がない旨主張しているところ、請求者は、保険料納付済期間(厚生年金保険被保険者期間と国民年金保険料納付済期間)のみで25年以上の受給資格要件を満たしていることから、カラ期間(合算対象期間)を含める必要はなく、カラ期間を含めたとしても、カラ期間とは、受給資格要件を満たすための期間であり、年金額には反映されない。

加えて、iii)について、請求者は、年金の受給資格が違う旨主張しているところ、前述のとおり、昭和17年*月*日生まれの請求者が60歳に達したことにより、特別支給の老齢厚生年金に係る受給権が発生し、請求者が65歳に達したことにより、老齢厚生年金及び老齢基礎年金に係る受給権が発生していることに誤りはない。

また、請求者は、自身が主張の根拠として提出した「老齢年金 受給資格確認表」の「【特例2】」(生年月日に応じて、40歳(女性・坑内員・船員は35歳)以降の厚生年金保険の加入期間が15年から19年あること。)に該当するので、60歳からは特別支給の老齢厚生年金ではなく、旧法の老齢厚生年金及び老齢基礎年金が支給される旨主張しているところ、前述のとおり、請求者は、20歳に達した日の属する月以降の保険料納付済期間(厚生年金保険被保険者期間と国民年金保険料納付済期間)が25年以上であることから、「【特例2】」を適用する必要はなく、「【特例2】」を適用したとしても、昭和17年*月*日生まれの請求者が60歳に達し、前述の厚生年金保険法附則第8条に規定する特別支給の老齢厚生年金に係る受給権が発生することに変わりはない。

さらに、請求者は、厚生年金保険の加入期間について、昭和61年3月までの期間を3分の4倍、昭和61年4月から平成3年3月までを5分の6倍とされる旨主張しているところ、昭和60年改正法による改正後の附則第47条により適用されるのは、同条に規定される厚生年金保険の第三種被保険者(船員及び常時坑内作業に従事する被保険者)とされており、オンライン記録によると、請求者に第三種被保険者期間はないことから、当該規定は適用されない。

加えて、iv)について、請求者は、A社B支店における昭和59年度から平成10年度までの15年間の年金記録及び同社における標準報酬月額が年金額の計算に入っていない旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の同社同支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和58年10月3日、同資格の喪失年月日は平成11年12月31日とされていることから、請求者の同社同支店に係る厚生年金保険被保険者期間には、昭和59年度から平成10年度までの年金記録が含まれている上、前述のとおり、同社が加入していたH厚生年金基金は既に解散しているものの、代行返上は行われていないことから、特別支給の老齢厚生

年金のうち報酬比例部分に係る年金額及び老齢厚生年金の年金額については、代行部分を除いた額で計算されていることに誤りはない。

また、v) について、請求者は、G 社における昭和 55 年度及び昭和 56 年度の年金記録がない旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 54 年 6 月 21 日、同資格の喪失年月日は昭和 58 年 3 月 16 日とされていることから、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者期間には、昭和 55 年度及び昭和 56 年度の年金記録が含まれており、当該被保険者期間は前述の年金額の計算に含まれていることから、年金額に反映されている。

さらに、vi) について、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が相違している旨主張しているところ、前記 1 及び 2 のとおり、記録の訂正は認められないことから、厚生年金保険被保険者期間の月数に変更はない。

加えて、vii) について、請求者は、特定事業所である A 社では健康保険料を 10 年以上納付したら特例退職者になることが考慮されていない旨主張しており、健康保険法附則第 3 条に規定される特定健康保険組合における特例退職被保険者について主張しているものと解されるところ、当該規定は、特定健康保険組合が当該組合の組合員であった退職者を対象に実施する退職者医療制度に関するものであり、当該規定に該当することをもって年金の受給資格や年金額に特例があるものではない。

そのほか、請求者が提出した資料からは、請求者の主張を裏付けるものではなく、請求者の主張を裏付ける法令の規定等もない。

したがって、本件原簿に記録された年金額については、オンライン記録に基づき、法令の規定を適用した上で記録されたものであることから、当該年金額の記録を訂正する必要はない。